

## 滋賀材料技術フォーラム規約

(名 称)

第1条 本会は、「滋賀材料技術フォーラム」（「滋賀MTF」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、材料の技術開発、研究開発および利用促進を図るため、会員相互の研究、技術交流、市場情報の交換ならびに講演会、講習会および見学会等を行うことにより滋賀地域における材料関連産業の振興、発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 材料に関する研究、技術交流および市場情報の交換
- (2) 材料に関する研究会を開催して新知識、研究成果等の発表
- (3) 材料に関する講演会、講習会および見学会等の開催
- (4) その他、目的達成に必要な事業

(会 員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の維持と発展に協力する法人および団体ならびに大学、国公立研究所等に所属する個人および運営委員会の議を経て会長が認める個人とする。

(会 費)

第5条 会費は次のとおりとし、前納とする。

- (1) 法人および団体会員 年額 25,000円
- (2) 個人会員 年額 2,500円

(入・退会)

第6条 本会に入会しようとする時は、入会申込書に会費を添えて申し出、会長の承認を得るものとする。

2. 会員が退会しようとする時は、その旨を書面をもって会長に届け出るものとする。この場合、既納の会費は、返還しないものとする。

3. 会計決算時においても会費未納の場合は確認のうえ退会とみなす。

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

2. 役員は、任期満了後、総会において選出する。
3. 会長、副会長および監事は、役員の間選により選出する。
4. 役員の間任は、2年とする。ただし、再任はさまたげない。

(役員の間務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総括し、運営委員会、例会等を招集する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 監事は本会の間収支状況を監査し、例会において報告するものとする。

(運営委員会)

第9条 本会の間運営を円滑にするため、運営委員会を置く。

2. 運営委員会は、役員ならびに運営委員をもって構成する。
3. 運営委員は、会長が選任した者とする。
4. 運営委員会に委員長を置き、委員長は、委員の間選により選出する。
5. 運営委員長は、委員会を総理し、会議の間議長となる。
6. 運営委員会は、本会の間事業運営について必要な事項を審議し、会長に報告するものとする。

(顧問)

第10条 本会は顧問(若干名)を置くことができる。

2. 顧問は、運営委員会が推薦し、総会において承認する
3. 顧問は、本会の間運営等について意見を具申することができる。
4. 顧問の間任は、2年とする。ただし、再任はさまたげない。

(参与)

第11条 本会に参与(若干名)を置くことができる。

2. 参与は、会長が毎年度委嘱する。
3. 参与は、本会の間運営等について意見を具申することができる。

(総会)

第12条 総会は毎年度当初に1回開催するものとする。

2. 総会は、前年度の事業報告および決算報告、当該年度の事業計画および収支予算を議決するものとする。
3. 会長が必要と認めたときは、運営委員会の議を経て、臨時に開催することが出来るものとする。

(例会等)

第13条 例会等は、年4回以上開催するものとする。

2. 例会等を招集するときは、少なくとも10日以前に例会等の議題を示した書面をもって会員に通知するものとする。

(事業計画、収支予算)

第14条 本会の事業計画および収支予算は、会長が運営委員会の議を経て作成し、総会に提出し、承認を受けなければならない。

2. 年度中に事業計画および収支予算の変更が生じた場合、総会の議決に背かない範囲で運営委員会の議を経て、会長の承認を受けなければならない。

(経 費)

第15条 本会に要する経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第17条 本会の事務局は、滋賀県栗東市上砥山232番地、滋賀県工業技術総合センター内に置く。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会に関し必要な事項は、会長が運営委員会の議を経て定める。

付 則

1. この規約は、平成元年12月7日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成4年3月末までとする。
3. 本会の設立当初の事業年度は、第14条の規定にかかわらず設立の日から、平成2年3月末日までとする。

4. 平成3年4月25日に一部改正 第11条の改正、第12条2項の追加
5. 平成6年5月23日に一部改正 第4条の改正、第6条3項の追加
6. 平成8年5月30日に一部改正 第7条の改正、第9条の改正
7. 平成9年5月23日に一部改正 第15条の改正
8. 平成14年6月7日に一部改正 第15条の改正
9. 平成15年6月3日に一部改正 第10条の追加  
第10条を第11条、第11条を第12条  
第12条を第13条、第13条を第14条  
第14条を第15条、第15条を第16条  
第16条を第17条に各々改正  
第11条第2項の改正
10. 平成21年6月26日に一部改正 第1条、第2条、第3条、第6条第1項、第7条第2項  
第10条第2項の改正  
第12条の追加  
第12条を第13条、第13条を第14条  
第14条を第15条、第15条を第16条  
第16条を第17条、第17条を第18条  
に各々改正  
第14条第1項の改正